

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社 テスト	(フリガナ)	ネンチョウ タロウ
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。 *****	あなたの氏名	年調 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	神戸市中央区京町8-8-8	あなたの住所又は居所	神戸市中央区京町9-9-9

記載のしかたはこちら



一般の生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
					氏名	あなたの続柄			
▲	XX生命保険	医療保険	終身	年調太郎	年調花子	妻	旧	(a) 60,000 円	
								(a)	
								(a)	
								(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	計(①+②)	③ (最高40,000円)	40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	④	40,000 円
▲	〇〇生命保険	確定年金	10年	年調太郎	年調太郎	本人	新	(a) 25,000 円	
								(a)	
								(a)	
								(a)	
(a)の金額の合計額		C	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円)	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円)	25,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑦	(最高50,000円)	⑦と⑧のいずれか大きい金額	⑧	40,000 円
計算式Ⅰ(新保険料等)※				計算式Ⅱ(旧保険料等)※				生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 102,500 円	
A, C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A, C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		(A, C又はD) × 1/2 + 10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE) × 1/2 + 12,500円			
40,001円から80,000円まで		(A, C又はD) × 1/4 + 20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE) × 1/4 + 25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名		あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
				あなたの氏名	あなたの続柄		
▲	▲▲損保	地震	10年	年調太郎		円	
				年調太郎	本人	30,000	
	■■損保	建物更生	30年	年調太郎		円	
				年調太郎	本人	40,000	旧長期
①のうち地震保険料の金額の合計額						②	30,000 円
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③	40,000 円
地震保険料控除額						④	(最高50,000円) ②の金額 30,000 円 + (③の金額(③の金額が10,000円を超える場合は、③ × 1/2 + 5,000円) ※) (最高15,000円) = (最高50,000円) 45,000 円
社会保険料	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名		あなたが本年中に支払った保険料の金額		
	国民年金	日本年金機構	年調次郎	子	198,480 円		
	国民健康保険	神戸市	年調太郎	本人	600,000 円		
	798,480 円						
模企業共済等掛金控除	あなたが本年中に支払った掛金の金額						
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金						
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金						
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金				276,000 円		
	心身障害者扶養				276,000 円		

↑国民健康保険の場合の記載方法です。

↑iDeCo加入時には、こちらに支払額を記載します。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。